

大 個 審 第 8 - 1 号
(答 申 第 3 2 号)
平成 1 4 年 9 月 3 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会長 佐藤 幸治

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成 1 4 年 6 月 5 日付け行第 1 0 9 2 号で諮問のありました総務サービス整備運営事業に関する大阪府個人情報保護条例 (以下「条例」という。) 第 8 条第 3 項に規定する通信回線により結合された電子計算機を用いた個人情報の実施機関以外への提供禁止に対する例外事項及び平成 1 4 年 7 月 2 3 日付け人第 1 1 3 0 号で諮問のありました条例第 8 条第 1 項第 7 号に規定する目的外利用・提供の禁止に対する例外事項に係る標記については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、諮問の内容を適当なものと認めましたので、答申します。

記

- 1 総務サービスシステムの利用者に対し、自己情報へのアクセスや削除・修正などの手段を確保するとともに、自らが行う手続きを選択するために必要な情報の提供や入力した自己情報の流れが確認できるよう周知を行うなど自己情報のコントロール権の確保に努めること。
- 2 本システムにおいて取り扱われている個人情報の内容に鑑み、個人情報へのアクセスの管理やシステム上のセキュリティ措置など個人情報の安全確保に万全を期すること。
- 3 事業の委託先に対しては、アクセスできる個人情報を必要最小限の範囲に止めるほか、条例第 1 0 条に基づき必要な措置を講ずるとともに、再委託等が行われる場合にあっては、その相手方においても十分な個人情報の保護が図られるよう必要な措置を講ずること。
- 4 地方公務員等共済組合や職員互助会への給与情報等の提供については、必要最小限の範囲に止めるものとし、提供について職員の十分な理解が得られるよう周知徹底を図るとともに、個人情報保護に関する協定の締結など、各機関において個人情報の保護が図られるよう必要な措置を講ずること。

また、職員番号と同一の番号を使用していることについて、個人情報保護の観点から疑義があるため、その改善方策について検討の上、必要な措置を講じられたい。